平成２５年（フ）第４６号
秋田市土崎港南３丁目12―17、住民票上の住所秋田県横手市平鹿町浅舞字野々助151番地３
債務者　髙野美智子
1　決定年月日時　平成25年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木　優
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第７７６号
大阪府柏原市大字高井田450番地の１　ハイグレード高井田603号、前住所大阪府柏原市大字高井田1568番地の32
債務者　石岡　和美
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　芳晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月28日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８１号
宮崎市大字恒久5036番地３
債務者　小田　稔治
1　決定年月日時　平成25年８月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　兒玉　博信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月15日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１５４号
群馬県高崎市下小鳥町32番地６　パストラルＣ102号
債務者　田島　茂和
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　妙子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月27日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第３７号
愛知県豊田市李町下平548番地１、前住所愛知県日進市赤池３丁目701番地　アドリーム赤池1101
債務者　加藤　光子
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長澤　幸祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月29日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２７９号
愛知県岡崎市江口１丁目７番地４　パークハウスあまの103、前住所愛知県岡崎市戸崎元町６番地１　藤和シティホームズ戸崎元町801
債務者　黒江　和広
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松村　修平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月29日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１４６３号
横浜市保土ケ谷区明神台３番１―607号、申立時の住所神奈川県大和市南林間１丁目５番13―1006号
債務者　山田　　諭
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉岡　　津
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６３３号
札幌市中央区南19条西９丁目１番11号　橋本マンション303号
債務者　安藤　満次
1　決定年月日時　平成25年８月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　昭彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月28日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６３号
岐阜県可児市塩河1409番地８
債務者　太田　徳夫
1　決定年月日時　平成25年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月29日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第３６号
京都府舞鶴市矢之助町15番地の２
債務者　湯淺　清明
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大西　秀憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２５年（フ）第１９３号
兵庫県川西市小花２丁目27番３―302号、前住所兵庫県川西市花屋敷山手町13番22号
債務者　以和貴建築設計事務所こと　松田　隆
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　靖子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月14日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第３３８号
宮城県塩竈市旭町２番19号　２Ｆ
債務者　吉田　天修
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三瓶　　淳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月２日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３４３号
大阪府泉佐野市旭町３番22号、前住所大阪府岸和田市河合町1725番地
債務者　藤岡製作所こと　藤岡　寛治
1　決定年月日時　平成25年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺井　昭仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月12日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３７４号
大阪府岸和田市山直中町641番地の２
債務者　藤田織物工場こと　**藤**田　廣作
1　決定年月日時　平成25年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　密　　克行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４９４号
熊本市東区長嶺東６丁目17番７―205号　リーベンハイツⅡ
債務者　有田　聖一
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙山　悦子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月29日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３４７号
兵庫県姫路市下手野６丁目５番１―102号　県住下手野団地、従前の住所兵庫県佐用郡佐用町仁位462番地13
債務者　祖開志保子
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土居　由佳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月21日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部